

報告第9号

令和8年6月5日

新宮町議会議長 松井 和行 殿

新宮町長 桐島 光昭

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

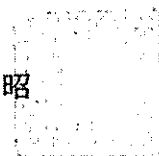
専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月11日

新宮町長 桐島光昭



令和8年1月22日に職員が公用車で粕屋医師会館に行き、駐車場に車を止め下車しようとしたところ、運転席のドアが強風に煽られ、右隣に駐車されていた車両にあたり、相手方のドアの一部を破損させた事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解する。

記

1 損害賠償額

55,000円

2 損害賠償及び和解の相手方

別紙のとおり

3 和解の条件

本件に関して、上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解する。

別紙

損害賠償及び和解の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]